

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付について

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和6年8月1日～令和7年7月31日）の合算額が限度額を超えた場合、その超えた金額が支給されます（500円以下の場合は対象外）。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になると思われる方はお問い合わせください。

合算額の限度額

所得区分	後期高齢者医療 +介護保険
現役並み所得Ⅲ※1	212万円
現役並み所得Ⅱ※2	141万円
現役並み所得Ⅰ※3	67万円
一般Ⅰ 一般Ⅱ	56万円
低所得Ⅱ ※4	31万円
低所得Ⅰ ※5	19万円

※1：課税所得690万円以上の方
※2：課税所得380万円以上690万円未満の方
※3：課税所得145万円以上380万円未満の方
※4：世帯員全員が住民税非課税の方
※5：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方（公的年金の場合は収入が年額80.67万円以下）自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

○申請に必要なもの

- ①支給申請書、②支給申請のお知らせ、③マイナ保険証又は後期高齢者医療資格確認書、
④介護保険被保険者証、⑤個人番号確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード）、
⑥本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、住基カード、障がい者手帳など身元のわかるもの）、
⑦印鑑（認印）※申請者と受領者が異なる場合は両者の押印が必要です、
⑧通帳（通帳のコピー等口座情報のわかるもの）

※被保険者が亡くなられている場合は受領申立書の提出が必要です。（事前に提出した場合は不要です。）

※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類が必要ですので、詳しくは担当までお問い合わせください。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、東通村へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険の加入歴と、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

※成年後見人が申請される場合は、登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）をお持ちください。

※マイナ保険証がある場合は、個人番号確認書類及び本人確認書類は不要です。

2 医療費通知書の送付・コールセンターの設置について

医療費通知書は、ご自身の受けた医療の状況を知つていただくためにお送りするお知らせです。

例年、年1回医療費通知書を送付していましたが、今年度より医療費通知書を活用して医療費控除の申告をされる方々の利便性向上のため、年2回送付します。

2月中に確定申告される方は、11ヶ月分の医療費通知書と医療機関発行の領収書（12月診療分）をご活用願います。

送付時期	記載された診療月
1回目：2月中旬	1月～11月診療分
2回目：3月中旬	12月診療分

マイナンバーカードをお持ちの方は、確定申告に活用するための1年分の医療費通知情報を、例年、2月9日からマイナポータルで取得可能です。

医療費通知書に関してご不明な点がございましたらコールセンターへご連絡ください。お電話の際は、被保険者番号がわかるもの（資格確認書等）をご用意ください。

○後期高齢者医療費通知書コールセンター

0120-905-244

受付期間 令和8年2月2日～令和8年3月19日まで（土日祝を除く）

受付時間 9時～17時

お問合先：東通村 税務課 後期高齢者医療保険担当 ☎0175-33-2134